

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	熊本県山鹿市教育委員会
指定したモデル地域名	山鹿市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 27 年 4 月 1 日現在） 【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校 (分教室)	合計
3	17	6	4	0	1	31

<参考> 保育園数：24 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

平成 23 年度に教育、療育、医療、福祉、就労など各関係機関からの委員によって構成される市特別支援連携協議会を設置し、教職員の専門性の向上や特別支援教育支援員の資質向上を目指した研修会、幼小中の連携した支援体制づくりを目指した中学校区別コーディネーター会議、巡回相談などを実施した。平成 24 年度からは、これらの研修や会議等に保育園や高等学校を巻き込んだ取組ができるようになり、特別支援教育における保幼小中高の連携の基盤が整った。

平成 25 年度からは県教育事務所が廃止され、県の取組であった特別支援教育セミナー等は、市と特別支援学校との連携のもと開催している。本市の特別支援学級に在籍する児童生徒の割合は 3.7%であり、県平均を上回っている。

早期からの支援をすすめる、特別支援教育に関する啓発や入級に関して保護者との合意形成が円滑に進んでいるためであると考えられるが、特別支援学級数、児童生徒数が増加しており、その増加に伴って担任の指導力・専門性の向上が大きな課題であった。また、通常学級における特別な支援を要する児童生徒を含め、全ての児童生徒がともに安心して学べる学級づくりや授業づくりも重要な課題である。

特別支援学校は市内にこれまでなかったが平成 26 年 4 月より、他市内にある支援学校分教室（知的・高等部）が、市内の高校内に開設され、現在 1, 2 年生が通学している。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

① 中学校区を単位とした取組

6中学校区を1つの単位とし、リーダーコーディネーターが中心となり、合理的配慮協力員の指導のもと3つの重点事項に連携して取り組んだ。

② 市内全教職員研修会の実施

モデル事業最終年度にあたり、5月に市内全教職員研修会を実施し、本年度の取組の方向性等を確認した。

③ 中学校区別コーディネーター会議の開催

市内6中学校区ごとにリーダーコーディネーターが開催し連携した取組を行った。合理的配慮協力員も同席し指導・助言にあたった。必要に応じて、幼稚園・保育園・高等学校からも参加した。

④ リーダーコーディネーター会議の開催

市教育委員会とリーダーコーディネーター、合理的配慮協力員による会議を開き、市の重点事項の進捗状況について話し合い、その後の推進を図った。

⑤ 合理的配慮協力員会議の開催

市教育委員会と合理的配慮協力員の合同会議を月1回行い、具体的な基礎的環境整備や合理的配慮について話し合いを進めた。特別支援学校からも参加してもらい、助言ももらった。

⑥ 中学校区別特別支援教育研修会

中学校区ごとに職員や保護者を対象とした特別支援教育研修会を開催した。校区内の職員や保護者がともに講話等を聞き、共通理解を持つ機会となった。

【モデル地域内における取組】

① 広報紙の作成、配付

各中学校区での実践事例を、他の中学校区に広げ、市全体の平準化を図るため、中学校区ごとに実践をまとめた広報紙を作成し、市内の全職員に配付し実践に役立てた。

② 運営協議会の開催

大学の准教授、福祉施設館長、地元在住の元校長等、6名の有識者による運営協議会を開催した。多方面からの指導・助言を受けながら、モデル事業について推進を図った。

③ 成果発表会の開催

モデル事業の成果を発信し、今後の特別支援教育に対する啓発を図るため、11月に成果発表会を開催した。公開授業では授業での合理的配慮のあり方を提案、全体会では教育委員会、合理的配慮協力員、学校代表、関係機関によるパネルディスカッション等を行った。

④ アンケート実施による成果と課題の把握

平成26年に引き続き、27年は4月と9月に、山鹿市内全教職員を対象にアンケートを実施した。モデル事業の成果と課題を把握することができた。

⑤ 「成果報告書」「授業における合理的配慮例」の作成、配付

これまでの市全体で取り組んでいたことを「成果報告書」と「授業における合理的配慮例」としてまとめた。合理的配慮例については、市内全教職員に配付し、活用に努めた。

3. 成果及び課題

成果

6つの中学校区それぞれで、リーダーコーディネーター、合理的配慮協力員が中心となり、重点事項に取り組む中で強固な連携体制が確立された。また、定期の中学校区コーディネーター会議以外に、各中学校区で実践事例の研究や問題解決のための会議・研修が頻繁に開かれ、教職員の専門性の向上につながった。

各園や学校がこれまでそれぞれに連携を図っていた福祉、療育、医療、県立教育センター、支援学校等の関係機関とのネットワークを中学校区で共有することができた。連携ネットワークの共有化を図ったことにより、新たな関係機関と連携しケース会議に参加してもらうなど、これまで以上に子供の実態に寄り添った支援体制を構築することができた。

中学校区内の園・学校の連携が強化されたことにより、重点事項として取り組んできた一つめの「ユニバーサルデザインの授業」については、時間の流れを示したり、めあてやまとめを確実に板書したりと授業環境の整備については、ほとどのクラスでもできてきている。二つめの「ケース会議の充実」では、すべての学校で支援シートを活用した短時間で効果のあるケース会議の充実が進み、対応策や評価を行い、的確な合理的配慮ができるようになった事例も増えた。三つめの「移行支援・個別の教育支援計画の充実」では、合理的配慮を記載した個別の教育支援計画の作成が進み、関係校で直接子供の観察を行うこととあわせて移行支援につなげることが日常的になってきた。

全教職員対象のアンケート（4段階評価）の結果では、合理的配慮や基礎的環境整備の理解については97%、実施においては94%が、4または3の評価をしている。ユニバーサルデザインの授業の授業環境整備、見通しやめあて等の提示については95%が4または3の評価をしている。

課題

モデル事業を受託したこの3年間は、中学校区ごとに合理的配慮協力員を配置し研究を推進してきたが、指定終了に伴い、これまで同様に合理的配慮協力員の配置をすることは難しい状況である。今後は、各中学校区において、合理的配慮協力員に代わりリーダーコーディネーターが中心となり、中学校区ごとの会議や研修のマネジメント並びに日常指導・日常支援に対する助言等に主体的に関わることが求められる。

アンケート結果からは、75.4%の教職員が特別支援教育の専門性をさらに向上させたいと回答していることから、その要望に応えられるよう、すべての教職員に向けた研修の場を設定するとともに、より実践的な研修にするなど研修内容の充実をなお一層図っていく必要がある。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成については、通常学級においても特別な支援が必要な子供全てについて作成し、確実な引継ぎを行っていく必要がある。

教職員の合理的配慮や基礎的環境整備に対する理解が高まり、教育実践も積み重ねられてきた。来年度より、学校等の公共機関等における合理的配慮が法的に義務化されることを踏まえ、すべての指導者が合理的配慮や基礎的環境整備について確実に実施できるよう教職員の指導力を揃えることが急務である。